

氏 名 : 村山 拓  
専攻分野の名称 : 博士 (教育学)  
学位記番号 : 博乙第 115 号  
学位授与年月日 : 令和 6 年 3 月 5 日  
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 2 項該当 論文博士  
学位論文名 : 米国における特別教育のカリキュラムとその構成原理に関する現代史的研究  
論文審査委員 : (主査) 教授 奥住 秀之  
(副査) 教授 葉石 光一 教授 小嶋 茂稔  
教授 北島 善夫 准教授 平田 正吾

## 学位論文要旨

本論文は、1960年代の前後の米国における、精神遅滞児や学習障害児のカリキュラムや、その構成原理となりうる教育観、知能観などを探る試みである。精神遅滞（知的障害）や学習障害などの子どものためのカリキュラム開発の事例を取り上げることで、支援を必要とする子どもの教授学習活動の特徴の探究を行うことをねらいとした。

### 第一章「遺伝—環境論争と障害児」

精神遅滞児の知能をめぐる言説の展開に注目して、知的障害の同時代的な見方を探ることを試みた。精神遅滞をめぐるヘバー定義や、文化性・家族性精神遅滞を含む、精神遅滞の定義、あるいはその扱われ方に注目した。いわゆるヘバー定義（1959年）は、精神遅滞の呼称や、精神遅滞の分類について特徴的であった。この分類の中に、知的障害をめぐる遺伝の面からの理解と環境面からの理解の双方の要素を見出すことができる。特に、「文化性・家族性精神遅滞」については、文化性と遺伝性の双方を見出すことができるためである。そして、同時代的な遺伝論の議論として、ジェンセン（Jensen, A.）らの議論や、ブラット（Blatt, B.）の反応に注目した。

第二章「障害者の社会自立をめざすカリキュラムと職業観」では、ケネディ大統領による諮問機関である大統領精神遅滞問題委員会の政策提言による、精神遅滞（知的障害）処遇の方向付けを背景として、精神遅滞児の処遇のなかでも就労の可能性をめぐる言説に注目した。精神遅滞児の就労可能性を増大させるために、職業教育に大きなウェイトを持たせるカリキュラム、プログラム開発が行われ、同時に、就労の可否を基準とした、教育対象としての精神遅滞児の再分類がなされる結果となったことを示した。

第三章「特別教育教員養成の展開」においては、特別教育の教員養成について、教員養成の枠組みと、専門性の基準の設定という二つの側面から検討した。米国における障害児教育のサービスの拡充という観点から、教員養成の制度的枠組みの形成を確認した。また、一種の専門職基準のようなものを策定しようとする認証機関に注目した。特別教育の教員養成はこの時期が高等教育レベルでの教員養成の本格的な始動期にあり、政策、システム構築は、そのような

時代背景をもとに試みられたものであったことを確認した。

第四章「マサチューセッツ州における「教育遅滞児」教育の課題と社会設計」においては、マサチューセッツ精神遅滞プラン・プロジェクトによる同州のカリキュラム・プランの特徴を検討した。同プランは、都市計画と連動して、教科学習の中に生活訓練の要素を取り入れていたことが一つのカリキュラム構成原理となっていたことを確認することができる。

第五章「イリノイ州におけるカリキュラムの特質とカークの教科教育観」においては、同プランの策定において重要な役割を担ったサミュエル・カークの教科教育観と関連づけて考察した。

まず、イリノイ・プランの検討の前提として、カークらの教科教育観を検討した。カークは、精神遅滞児が、就労によって社会的自立を実現するために、教科学習を有効な手段として位置づけていた。そして、イリノイ・プランの内容を検討し、教科教育が重視されていることを確認した。教科の系統性よりは、経験主義の系譜を引き継いでいると考えられる。教育の現代化を背景とした米国の教育改革の中で、精神遅滞児教育は独自の系譜を保ち続けていた可能性がある。さらに、シカゴ市のカリキュラム・ガイドで規定されている「健康」と「安全」に注目し、二つの教科の共通点として、学習課題が、個人、家族、学校、コミュニティと、それぞれの場面に応じて設定されていること、場面に応じて自立のためのスキルや能力を獲得することが求められていることが挙げられた。

第六章「読み書きの困難をめぐるカリキュラムと指導法の展開」においては、精神遅滞児のみならず、学習困難を有する子どものカリキュラムの事例を検討するため、学習障害等も含む学習困難の事例に注目した。まず、LDの概念化のプロセスを、主にカークや全米諮問委員会の定義を中心に検討した。次に、読みの遅れる児童への指導の事例として、PCDプロジェクト、中でも、独自のシンボルであるITAを用いた学習指導をめぐる議論に注目した。そして、イリノイ州の学習障害児の学習支援に関する事例に注目した。読み書きの困難さが学校教育において顕著に現れる子どもについて、そのような子どもがいわゆる通常の学級で学ぶ環境と権利を確保しつつ、読み書き指導のニーズや個別対応の必要性を示唆する上で導入された概念であったと捉えられる。さらに、シカゴ学校区におけるマスターリー・ラーニング（ML）の導入過程に注目した。読み（reading）に困難を有する子どもへの有効な指導法として導入されたMLは、多くの学校に影響を与えながら、一方で批判も受け、最終的にはシカゴでのプログラムから撤退することになった。とりわけ読みの能力が2学年以上「遅れている」とされた子どもに対して、時間をかけるだけの支援や、完全習得してから初めて次の単元に進むというMLの特徴が、学習者の個別性の高い集団で十分に機能しなかった可能性があることが示唆された。

終章では、研究のまとめと今後の展望を示した。精神遅滞やそれに類する学習困難とみなされた子どもの学習活動や教材について、より詳細に検討すること、知的障害や学習困難とされた子どもについての遺伝学的な議論と社会構成主義的な議論の双方が、学習のカリキュラムにどのように具体化されたかを検討することなどを示した。